

入札説明書

行橋市が発注する建設工事に係る入札公告に基づく一般競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 工事名称	行事地区面整備汚水管渠築造工事(宮前1工区)	
2. 工事場所	行橋市行事七、八丁目	
3. 工事別事項及び共通事項	一般競争入札公告の工事別事項及び共通事項に記載のとおり。	
4. 仕様書に関する質問及び回答	(1)質問書の受付	仕様等に対する質問がある場合には、書面により提出すること。なお、書面は受付場所へ郵送により提出すること。(持参、FAX及びE-mailによるものは受け付けない。)
	(2)受付期間	一般競争入札公告「工事別事項」に記載のとおり。
	(3)受付場所	一般競争入札公告「工事別事項」に記載のとおり。
	(4)質問書に対する回答	行橋市情報コーナー（東棟庁舎3階）にて閲覧に供するものとする。
	(5)質問書に対する回答期間	一般競争入札公告「工事別事項」に記載のとおり。
	(6)時間	行橋市の休日を定める条例（平成元年行橋市条例第26号）第1条に規定する休日（以下「市の休日」という。）を除く。）、午前9時から午後5時まで。
5. 入札参加申込みの受付	(1)提出書類	(ア) 競争参加資格確認申請書（様式第1号の1）
		※（ア）の求める資料を添付すること。
	(2)その他	(ア) 提出書類は郵送するものとし、持参又はFAXによるものは受け付けない。
		(イ) 提出書類の作成提出に係る費用は、提出者の負担とする。
		(ウ) 提出書類は、本市において無断で目的外使用をすることはない。
		(エ) 提出書類は、返却しない。
		(オ) 受付期間以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
		(カ) 提出書類に不備がある場合は、入札に参加できないことがあるので注意すること。

6. 競争参加資格がないと決定した者に対する理由の説明	<p>(1) 競争参加資格がないと決定された者は、競争参加資格がないと決定された理由について説明を求めることができる。</p> <p>(2) 説明を求める場合には、書面（様式は自由）を提出して行わなければならない。</p> <p>(3) 書面は郵送するものとし、持参またはFAXによるものは受け付けない。</p> <p>(4) 説明を求められたときは、書面により回答する。</p> <p>(5) (2) の書面の提出先は契約事務担当課とする。</p> <p>(6) (2) の書面の提出期間は、一般競争入札公告「工事別事項」に記載のとおり。</p> <p>(7) (4) の回答期日は、一般競争入札公告「工事別事項」に記載のとおり</p>
7. 開札	<p>(1) 開札に立ち会うことを認められる者 開札は、立会人又はその代理人が出席して行うものとする。 あらかじめ、「立会人希望届」を提出するものとする。 傍聴人は、1社1名とし、参加は自由とする。</p> <p>(2) その他 開札場には、開札時刻以後においては、入場することができない。</p>
8. 支払条件	<p>(1) 前金払の請求は一回とし、請負金額の10分の4に相当する額とする。 その他、詳細は「行橋市公共工事等前金払の取扱に関する要綱」による。</p> <p>(2) 中間前金払の請求等は「行橋市建設工事中間前金払の取扱に関する要綱」による。</p> <p>(3) 請求による出来高払いは一回とし、前払い等を考慮した市契約に基づいて行うこと。</p>
9. その他	<p>(1) その他、詳細は行橋市郵便入札心得の規定による。</p> <p> </p>